

知っていますか？屋外広告物のルール

水と緑と人が輝く三島の景観づくり



三島市では、平成12年に**三島市都市景観条例**を制定し、**都市景観形成基本計画**の中で「水と緑と人が輝く三島の景観づくりー優れた自然・歴史・文化を活かすー」を目標にかかげ、その実現に向けた取り組みをすすめています。
屋外広告物については、美観風致の維持及び公衆に対する危害の防止のため、屋外広告物法や静岡県屋外広告物条例によりルールが定められています。

屋外広告物とは...

屋外広告物法では「屋外広告物」を次の4つの要件を満たすものとして定義しています。(法第2条)

常時又は一定の期間継続して表示されるもの
(街頭などで配られるピラやチラシは含まれません。)

公衆(不特定多数の人)に表示されるもの
(駅の改札口の内側や野球場の中などに表示されるものは含まれません。)

屋外で表示されるもの

(建物や自動車の内側などに表示されるものは含まれません。)

看板・立看板・はり紙・はり札や広告塔・広告板・建物その他の
工作物などに掲出・表示されたものやこれらに類するもの

(屋外広告物とは、大変広い概念で、例えば、個人の住宅の表札も屋外広告物の一つです。)

建物の外に看板やポスターなど(屋外広告物)を出すときに、ルールがあることを知っていますか？

Q なぜルールがあるの？

A 屋外広告物の乱立や大型化を防ぎ、まち並みや自然の美しさを守るためです。また、屋外広告物が見通しを妨げたり倒れることが無いようにして、住民や通行者に与える危害を未然に防止するためです。

Q 屋外に広告物を表示・設置するときにはどんなことに気をつけたいの？

A 表示・設置をしようとする多くの屋外広告物は、県条例に基づく許可が必要となります。三島市屋外広告物規制図(裏面)にて表示・設置場所の地域区分を確認するとともに、個別基準などがありますので、事前に都市計画課までご相談下さい。

Q どんなルールがあるの？

A 市内には、屋外広告物の表示、設置を原則として禁止している地域(特別規制地域)や、設置をする場合には許可が必要な地域(普通規制地域)があります。また、屋外広告物の表示や設置が原則的に禁止されている物件(街路樹・信号機など)や表示や設置が出来ない屋外広告物があります。

Q 県条例に違反している屋外広告物はどうするの？

A 違反した屋外広告物を掲出する物件を設置若しくは管理する者に対して、除却や改修・移転・修繕などといった必要な措置を命じます。また、はり紙・はり板・立看板で、禁止された場所に表示されているものや許可を受けていない、又は管理されずに放置してあるものについては除却します。

屋外広告物規制の概要

1 特別規制地域

原則として広告物の表示、設置を禁止している地域です。

この地域は、良好な住宅地、文化的な財産、道路・鉄道沿線の景観、公共または公共的な施設などの美観風致を守ることを目的とした地域です。

特別規制地域には、第1種特別規制地域と第2種特別規制地域があります。

第1種特別規制地域

良好な住宅地が形成された地域や、自然環境・歴史環境の保全が望まれる地域に指定しています。

この地域では、広告塔や建物の屋上に表示する広告物の高さの基準について、厳しく定められています。

第2種特別規制地域

新幹線沿線や国道1号沿道などのように、広告物が集中するおそれの高い地域や、都市公園や学校などの公共性の高い敷地などを指定しています。

2 普通規制地域

原則として許可を得なければ広告物の表示、設置をすることが出来ない地域です。

この地域で広告物を表示する場合は必ず許可を受けましょう。

普通規制地域には、第1種普通規制地域と第2種普通規制地域があります。

第1種普通規制地域

市街地や主要な道路の沿道で、広告物を抑制する地域です。

第2種普通規制地域

活発な商業活動が行われている地域です。まちに活気や賑わいを与えるため、面積の基準を緩和しています。

3 特別規制地域・普通規制地域の適用除外

広告物によっては、特別規制地域、普通規制地域、禁止物件の規定が適用されないものがあります。

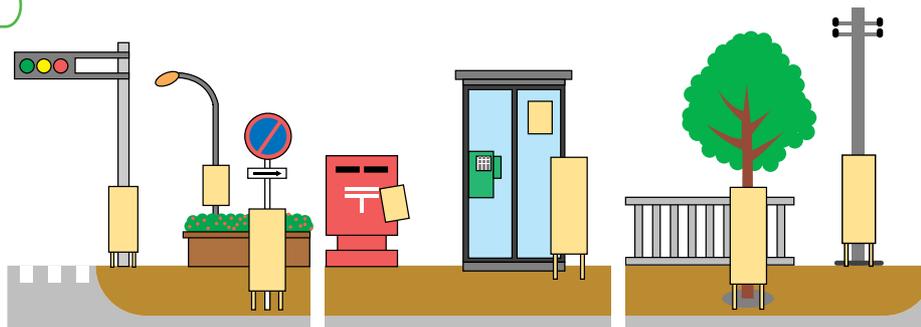
適用除外となる主な広告物

自家広告物で合計面積が特別規制地域 5m^2 ・第1種普通規制地域 10m^2 ・第2種普通規制地域 20m^2 以内のものは許可不要
個別基準内の道標・案内図板・その他公衆の利便のための広告物で、許可を受けたもの
国または地方公共団体が、個別基準内で公共的目的をもって表示するものは許可不要
町内会・自治会が、設置する掲示板や、掲示板に表示する個別基準内のものは許可不要
道路標識など法令の規定により、表示するものは許可不要
公職選挙法による、選挙運動用ポスター立札などは許可不要
冠婚葬祭などの、一時的な広告物は許可不要
催事などのため、会場敷地内に表示する広告は許可不要

4 禁止物件

電柱や街路樹、信号機、道路標識にはり紙、立看板等を設置することは禁止しています。美しいまち並みを大切にしましょう。

主なもの



橋	トンネル	高架構造物	分離帯	地下道昇降口の上屋	石垣	擁壁
街路樹	道路上のさく	信号機	道路標識	消火栓	郵便ポスト	電話ボックス
送電塔	煙突	ガスタンク	道路の路面など			

5 屋外広告物表示などの手続き

適正な表示確保のため、多くの広告物は県条例に基づく市長の許可が必要となります。

広告物を表示する方へのお願い

事前に相談して下さい。

市では、許可基準に沿って計画していただくため事前相談を行っています。

手続きには審査手数料がかかります。

広告物の個数や表示面積に応じて所要の審査手数料がかかります。

道路占用と工作物確認の申請を忘れないで下さい。

道路を占用する場合は道路占用許可が必要です。高さが4mを超える広告塔・広告板は建築確認が必要です。

許可シールを貼って下さい。

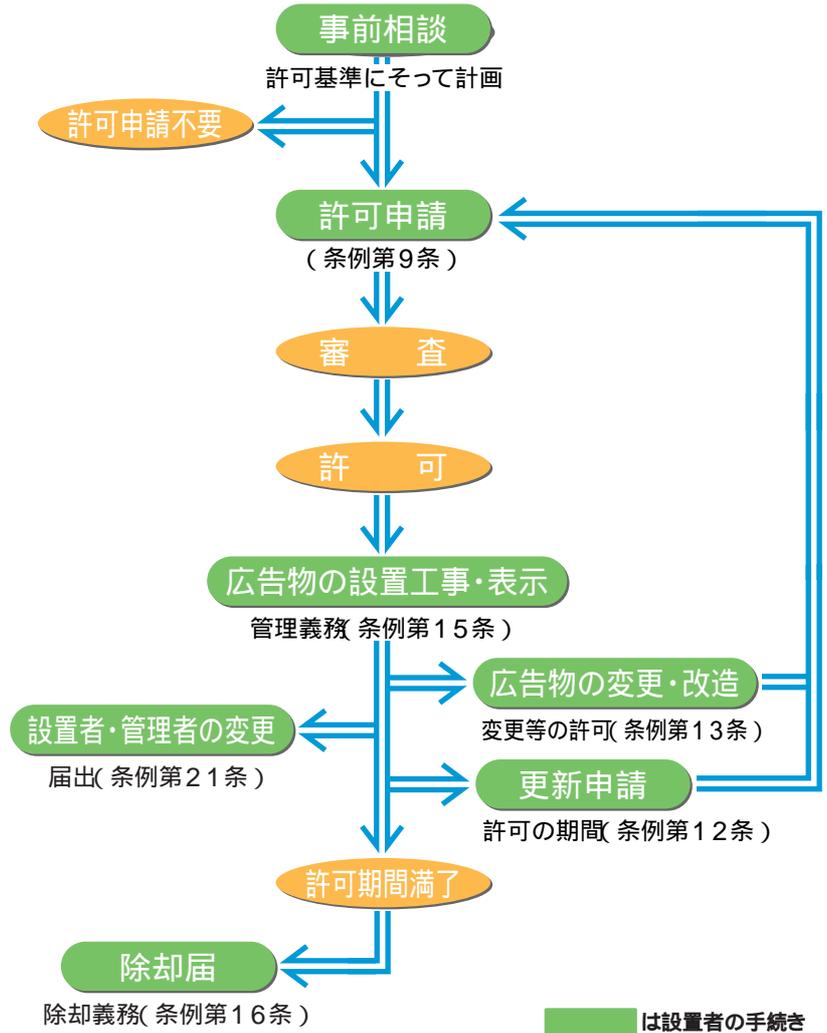
許可を受けた広告物は、発行した許可シールをはって、適正な管理に努めて下さい。

安全点検を行って下さい。

広告物の倒壊や落下による事故を防ぐため、定期的に安全点検を実施し、常に良好な状態を保つようにして下さい。建築確認が必要な広告物を設置するときは、屋外広告業の届出を行った者または講習会修了者など、管理者を置かなければならないことになっています。

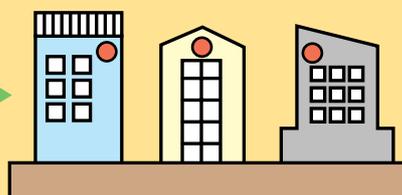
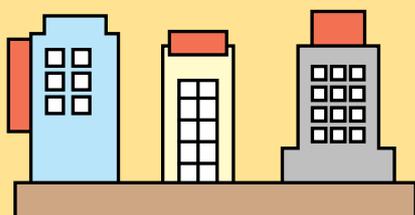
許可の有効期間を守って下さい。

許可の有効期限は通常2年以内です。また、はり紙・はり札・立看板などの簡易広告物は30日以内です。許可の有効期限後も引き続き表示するときには、更新の手続きをして下さい。表示の必要が無くなったときには、すみやかに除却して下さい。



景観に配慮した屋外広告物へのお願い

基準	具体的手法
独立看板や、屋上・屋根看板の設置はできるだけ避ける。	A.建物との一体化 独立看板や、屋上・屋根看板はできるだけ避け、建物と一体的なものとする
看板の集約化、小面積化、デザインの高質化、建物本体との調和など、周辺の景観を損なわないようにする。また、看板の地色には、高彩度色や蛍光色の使用をできるだけ避ける	B.表示の集約・小面積化 複数の表示はできるだけ集約化し、小面積に抑える。
	C.建物本体や周辺とのデザインの調和 表示板の形状、色彩、表示のデザイン等は、建物本体や周辺と調和のとれたものとする。



屋上・屋根看板等は避けて建物と一体的なものとし、小面積で統一したデザインとしている。

6 許可の個別基準

広告物の規制地域区分に合わせた許可基準を設けています。

主な個別基準

地域 は特別規制地域 / 地域 は普通規制地域 (-1は第1種、 -2は第2種)

広告塔

地域 は自家広告物に限る / 地域

高さ H 15m 面積 S 30m²(一面)
 地域 -1
 高さ H 10m 面積 S 30m²(一面)

広告板

地域 は自家広告物に限る / 地域

高さ H 5m
 面積 S 30m²(全面)

屋上広告

地域 は自家広告物に限る / 地域

地域 -1 高さ h1 2/3H h1 5m
 地域 -2 高さ h1 2/3H h1 10m
 地域 高さ h1 2/3H h1 15m

壁面広告

地域 は自家広告物に限る / 地域

S1 < 300m²の場合
 S2 1/5S1ただし1/5S1 < 15m²の場合15m²まで可
 S1 300m²の場合
 S2 1/10S1ただし1/10S1 < 60m²の場合60m²まで可
 地域 -2
 S2 1/5S11/5S1 < 15m²の場合15m²まで可

突出看板

地域 は自家広告物に限る / 地域

W 1.5m
 歩道 H 2.5m S 20m²(一面) 車道 H 4.7m S 20m²(一面)
 地域 -2
 W 1.5m
 歩道 H 2.5m S制限なし 車道 H 4.7m S制限なし

へいの看板

地域 は自家広告物に限る / 地域

S1 < 300m²の場合
 S2 1/5S1ただし1/5S1 < 15m²の場合15m²まで可
 S1 300m²の場合
 S2 1/10S1ただし1/10S1 < 60m²の場合60m²まで可
 地域 -2
 S2 1/5S1ただし1/5S1 < 15m²の場合15m²まで可

町内会・自治会などの掲示板

地域 / 地域

野立てのもの

H 5m S 5m²(全面)

壁面利用 **へい利用**

S 5m²(全面) S 5m²(全面)

道標・案内看板

地域 / 地域

H 5m

地域 S 6m²(全面) S 3m²(一面)
 5者以上協同 S 20m²(全面) S 10m²(一面)
 地域 -1 S 10m²(全面) S 5m²(一面)
 5者以上協同 S 30m²(全面) S 15m²(一面)
 地域 -2 広告塔と同じ 広告板と同じ

はり紙・はり札・立看板

地域 は自家広告物に限る / 地域

S1 < 300m²の場合
 S2 1/5S1ただし1/5S1 < 15m²の場合15m²まで可
 S1 300m²の場合
 S2 1/10S1ただし1/10S1 < 60m²の場合60m²まで可
 地域 -2
 S2 1/5S1ただし1/5S1 < 15m²の場合15m²まで可

注：一面とは1つの面、全面とは2つ以上の合計の面

お問い合わせ先

三島市建設部都市計画課

〒411-8666 静岡県三島市北田町4番47号 TEL.0559-83-2631 / FAX.0559-73-7241
 E-mail:toshikei@city.mishima.shizuoka.jp